

韓国の農業分野における外国人労働者の就業実態について
(要旨)

大東文化大学 高安雄一

少子高齢化が進む韓国では労働力不足に対応して、2004年より雇用許可制により労働市場の開放を進め、外国人労働者を受け入れてきた。雇用許可制は外国人労働者が韓国人労働者と競合しないための仕組みが備えられており、人手が不足する事業所などに外国人を供給する役割を果たしてきた。農業分野についても、就業者数に比して多くの外国人労働者が就労しており、人手不足の解消に寄与している。

しかし、農作業が一定の時期に集中する特定品目の産地では、労働力の周年就労の必要はなく、これを想定している雇用許可制では対処ができない。そこで、2015年には「季節勤労者制度」が導入され、農繁期に限定して短期間、外国人の受け入れが可能となったが、対象となる外国人労働者が限定されているなど実用的な制度とはいえない。

このような状況の下で、農家、特に生活インフラの利便性ゆえに外国人労働者が集まりやすい都市近郊農村の農家は、どのような形で外国人労働者への依存度を高めているのか、現地調査を行うことで明らかにした。具体的には、全羅北道益山市および全州市からさほど離れていない地域の農家を訪問し、外国人労働者の就業実態について聞き取った。

「移民者在留実態および雇用調査」によれば、2018年5月現在、農林漁業に就業している外国人労働者は約5万人である。個票データを特別集計した結果をみると、多くは非専門就業の在留資格で就労しており、ベトナム人とカンボジア人が多かった。

また2019年8月に行った実態調査によれば、農家は農繁期に観光ビザで短期間入国した外国人労働者を使っている可能性が示唆された。この外国人労働者の就労方法には、農家にとっては農繁期の限られた日数だけ手続きなく外国人労働者を使用でき、外国人にとっては短期間に集中して収入を得られるといったメリットがある。